

保存版

とちのき 防災マニュアル

(第1版)

平成24年2月作成



とちのき防犯・防災委員会

若葉台第7住宅管理組合
若葉台第9住宅管理組合
若葉台四丁目とちのき自治会

この冊子では、地震と火事についての対応をまとめました。
少しでも皆様のお役にたつことができれば幸いです。
作成にあたり旭消防署若葉台出張所、若葉台管理センター
東京ガス、(株)ミルボード、にご協力いただきました。
救命のしかた、AEDのイラストの一部は日本光電の説明書を使用させていただきました。
チェックリスト写真はフリーソフトを使用しました。
その他写真は直接撮影したものを使用しました。

とちのき 防災マニュアル（平成24年2月 第1版）

編集 若葉台第7住宅管理組合

発行 若葉台とちのき防犯・防災委員会

目 次

1. 若葉台での大規模災害は、大地震と火事	2
必ず常備したいもの	2
2. 地震に対する心の備え	3
3. 就寝場所・居間の安全対策	3
4. 災害時常備品リスト	4
5. 大地震が起きたら ただちにこれだけは実行しましょう	4
6. とちのきの地域防災拠点、避難場所は若葉台小学校	5
7. 地域防災拠点の機材について	5
8. 避難場所に持って行きたいもの	6
9. 外出先で大地震に遭遇したら	6
あると安心災害時のグッズ	7
10. 火事を出さない日頃の安全対策	7
11. 消火器の使い方	8
12. 防犯(緊急)ブザーの使い方	
ーブザーを鳴らすー ーブザーを止めるー	9
13. 防災・防犯機器等、消火器・消火栓等配置図	10～16
14. 隣家との隔壁前に物を置かない	17
15. 万が一火事になったら、無理に消そうとしない	17
16. 防災センターの火災・警報信号について	18
17. 安否確認	
A. 災害用伝言ダイヤル	19～20
B. 災害用伝言板	21
C. T w i t t e r	21
18. 若葉台地区 AED 設置場所	22
19. 救命のしかた	23
20. AED の使い方	24～25
21. 電気・ガス・水道の止め方と復旧	26
22. 大震災時の住宅管理組合、自治会役員の役割	27
23. 住宅管理組合・とちのき自治会の備蓄など	28
24. 地震保険について	29～30
25. いのちのカプセルについて	30
いのちのカプセル記入の仕方と注意事項	31
いのちのカプセル用（医療情報記録用紙）	32
26. 災害時常備品チェックリスト	33～34
27. とちのき地域自衛消防隊組織図	35
28. 消防計画書	36～38
29. 防災確認テスト	39～40

1. 若葉台での大規模災害は、大地震と火事

若葉台は里山(海拔 70m)にあり川もないので、災害は地震、火事、大型台風による強い風雨・風雪、新型インフルエンザに限られると思われます。

日頃の準備と備えの意識が必要です。

平成 24 年 1 月、4 年以内に M7 クラスの首都直下の大規模地震が起こることが想定されると東大地震研究所から発表されました。

平成 24 年 2 月、神奈川県津波浸水想定検討部会から、横浜駅西口周辺で 2 メートル超の浸水があると発表されています。

若葉台団地は、1981 年(昭和 56 年)6 月以降に建設された建物は新耐震基準に適合しています。この基準は、震度 5 程度の地震が起きても大きな損害は与えない、また震度 6 以上でも人命にかかわるような倒壊・崩壊は起こらないとされています。ただし全く損害がないということではありません。現に平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災で、横浜市は震度 5 強でしたが、若葉台でも建物にひびが入ったり、塗装がはげ落ちたりする被害がありました。

特に 7 階以上にお住まいの方は、家の中の本棚・戸棚やテレビが倒れたりする被害がありました。停電によりガス・水道・電気が使用できなくなり、エレベーターも使えなくなりました。

若葉台は幸いその日のうちにすべて復旧し、大事には至りませんでした。

震度 6 では、ガス・水道・電気は最低 1 週間以上使用できなくなります。

被害の大きさにもよりますが、過去の事例から推定すると復旧は電気(1 週間)・水道(1 カ月)・ガス(数か月)かかることが想定されます。

災害時は「自分の身は自分が守る」が原則です。

居住者が室内の安全対策を講じて、自分の身は自分が守るために、日頃から被害を最小限にとどめるための努力を継続することが肝心です。

若葉台の各住宅管理組合の建物は共用部分と専有部分に分かれています。

専有する住宅の家財については居住者が火災・地震保険を掛け、もしもの時に備えましょう。

必ず常備したいもの

- **排泄物の処理**が大事です。
上下水道が使用できなくなるとトイレを流すことができません。
固形化でき、密封できるトイレ用品を 1 週間分 1 日 3 回、家族分の備えが必要です(7 ページ参照)
- **女性用の生理用品・介護用オムツ** 1 週間分常備しましょう
- **幼児用ミルク** 1 週間分常備しましょう
- **毎日飲む薬** 最低 1 週間分は確保しておきましょう

2. 地震に対する心の備え(震度6強以上が起こった場合)

- 若葉台の建物は、想定される震度(震度6強)で、壊滅的に建物が破壊されることはありません(東日本大震災で仙台市は震度6強、水戸市は震度6弱でした)。
- 家庭内での2次災害を防ぐことが重要です。
- 阪神淡路大地震でも多くの方が家屋倒壊、家庭での家具転倒、ガラスの飛散、火災などの二次災害でけが、または死亡しています。
- 家の中は想定する以上にさまざまな物が落下・散乱し足の踏み場がない状況になります。特にガラスが散乱すると素足で歩くことができなくなります。
- 災害が起こる季節と時間(深夜・朝方・昼・夕方・就寝中)で対応の仕方が違ってきます。要介護者のいる家庭は特に注意が必要です。
- ガス・水道・電気は全面的に止まります。災害の大きさによりますが、復旧には電気：3日～1週間、水道：3日～1か月間、ガス：一週間～数カ月ほどかかると想定されます。
- エレベーターは復旧まで最低でも3日間は使うことはできなくなることが予想されます。特に高層階の方は階段の昇降に困難が伴います。
- 余震が続く、家の中に居るのに不安を感じ、精神的なショックで体調を崩します。
- 停電の為、テレビ・パソコンなどは見られなくなります。情報はラジオが頼りとなります。ラジオやワンセグTVを視聴できる機器を備えておきましょう。
- 固定電話は、黒電話以外使用できません。
- 携帯電話は規制され親戚・身内との連絡はできなくなる可能性が高くなります。
- 頼りになるのは、遠くの親戚より近くの隣人です。
日頃からコミュニケーションをとり、もしものときには助け合いましょう。
- まず自身の安全・身内の安全確保、それから近所の方の安全確認、お手伝い。
- 行政からの支援は望めません。若葉台は地域で助け合います。
- 生ごみ、プラごみの収集、集団資源回収は中止されます。
住宅管理組合、自治会の指示があるまでごみは家庭で保管しておきます。
- トイレが使用できなくなります。排泄物の処理ができる用品を備えておく。
収集指示があるまで、家庭で保管しておく。

3. 就寝場所・居間の安全対策

1. 高い所に物を置かない。
2. 家具・テレビ・本棚・仏壇など転倒防止器具を取り付ける。
3. 開き扉の食器・家具は大揺れ時、扉がロックし、開かない器具を取り付ける。
4. サッシや家具のガラスに飛散防止フィルムを貼る。
5. 就寝場所に運動靴(靴下も入れておく)やスリッパを用意しておく。
6. 懐中電灯を手元に置く。
7. 各部屋のドア前、ベッド上に倒れるような家具配置をしない。
(ドアが開けられず入室ができなくなります)

4. 災害時常備品リスト (33~34 ページ チェックリスト参照)

1. 懐中電灯(乾電池含む)、ローソク・ライターやマッチの用意
2. トイレ用品の確保。凝固し固形化できる用品を1名1日3回として家族分最低3日分を準備(体調をくずすと回数が増える)
3. 毎日飲む薬と衛生用品(女性用)・介護用おむつは最低1週間分を常備
4. 乳児用紙おむつ。最低1週間分を常備
5. 乳児用食品。ミルクなど最低1週間分を常備
6. 飲食品(水・インスタント・レトルト食品)の確保
7. 水は1名1日3リットル、家族分最低3日分を常備
8. 食品は水なしですぐ食べられるもの、家族分最低3日分を常備。
9. 缶切り・はさみ・ナイフ・ラップなど一緒に保管
10. 貴重品は持ち出しできるように準備しておく
11. 手回し発電ラジオ(携帯電話機の充電可能なもの)。
12. 寒さ対策用品。毛布・携帯カイロ・保温シートなど
13. 家庭用ガスボンベ使用のコンロ
14. ブルーシート・風呂敷(いろいろな使いみちがある)
15. ガムテープまたは養生用テープ、新聞紙
16. 風呂の水はいつも入れておく

5. 大地震が起きたら ただちにこれだけは実行しましょう

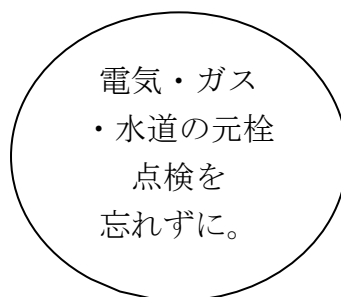
1. 身近なもので頭をおおい、テーブルの下などに入る
2. 食事の支度中の場合すぐにガスの火を消す。仏壇のローソクや線香を消す
3. 夜間は懐中電灯で被害状況を確認
4. 自身と同居家族の安全確認と確保
5. 電気ブレーカーを切る、ガス・水道の元栓を閉鎖する(26 ページ参照)
6. 玄関ドア表に安否確認シールを貼り出す

当方
無事です 以下確認しました

電気 ブレーカー	ガス 元栓	水道 元栓
-------------	----------	----------

通信欄

安否確認シール
第7住宅管理組合



棟 号室 名前

避難完了しました!

電気□ ブレーカー	ガス□ 元栓	水道□ 元栓
--------------	-----------	-----------

通信欄

安否確認シール
第9住宅管理組合

7. エレベーターに乗っている時大きな揺れが起こっても、慌てることは有りません。自動管制装置により最寄階で停止します。
- ただし大地震と同時に停電になった場合はそのままの位置で停止する場合があるので、防災センターと電話でお話してください。救助を待ちましょう。
- バッテリーを積載し停電でも最寄階に自動停止する装置（自動着床装置）のついているエレベーターを第7住宅管理組合(4-14、15、19、21～24)、は平成24年度設置します。閉じ込め事故はほとんどなくなります。

6. とちのきの地域防災拠点、避難場所は若葉台小学校

- とちのき自治会(第7・第9住宅管理組合)、中央自治会(3丁目賃貸住宅)、北自治会(第5・第6住宅管理組合)、地域に住んでいる方の地域防災拠点の避難場所は**若葉台小学校**です。
 - 第1自治会(第1住宅管理組合)、東自治会(団地管理組合法人若葉台東)、二丁目南自治会(第3住宅管理組合、団地管理組合法人若葉台くぬぎ)地域に住んでいる方の地域防災拠点の避難場所は**旧若葉台東小学校**です。
 - ゆりのき自治会(第8住宅管理組合)、西自治会(第10・第11住宅管理組合)、もみじ自治会(第12・第15住宅管理組合)、あかね自治会(第13、第14住宅管理組合)、地域に住んでいる方の地域防災拠点の避難場所は**旧若葉台西中学校**です。
 - 若葉台は広域避難場所に指定されており、若葉台はもちろん、霧が丘や上川井からも避難してきますので、相当な混雑が予想されます。
- 多人数になった場合、全員が体育館に収容されるかはわかりません。
- グラウンドに避難する場合を想定して寒さに対する備えが必要です。
- 火災・倒壊などがなければ、あえて避難の必要はありません。ただし高層階の方は頻繁に起こる余震で室内に居ることに不安を感じるかもしれません。
- とちのき集会所に対策本部が開設され、情報が発信されます。

7. 地域防災拠点の機材について

- 機材庫に保管されています。
- 可搬型移動式トイレ・ハンマー・スコップ・油圧ジャッキ・ガソリン発電機
水浄化装置・エンジンカッター・炊き出し用炊飯器・まき用かまど・大型なべ・柄杓・菜箸・包丁・まな板
- 機材庫のカギは各自治会の会長が保管しています。

8. 避難場所に持って行きたいもの

1. 懐中電灯
2. 手回し発電ラジオ(携帯電話機の充電可能なものが良い)
3. 筆記用具
4. ブルーシート・風呂敷
5. トイレ用品（避難場所でトイレが使える保証はありません）
6. 常備薬・虫よけスプレー・水のいらないシャンプー
7. 貴重品
8. 寒さ対策品(毛布・カイロ・アルミシート・新聞紙など)
9. 水・ 幼児用ミルク・おむつなど
10. 女性用生理用品・介護用おむつ
11. 情報機器（携帯電話・情報端末・ワンセグTVなど）

9. 外出先で大地震に遭遇したら

横浜港に津波が押し寄せた場合の想定では、みなとみらい、市役所、横浜駅周辺はもとより帷子川の川筋 16 号(八王子街道)洪福寺近辺まで浸水が予想されます。

1. まず身の安全確保を優先する。
2. ビルのそばではガラスや看板が落下する場合があります。
速やかに離れましょう。
3. デパート、地下街、公共施設、交通機関などで遭遇した場合は、管理者の指示に従いましょう。
4. バス、自家用車を含め道路は渋滞し、電車などの交通機関もストップします。
携帯電話は使用できません。
5. 車で走行中の場合は、路肩によせて様子を見ましょう。
6. 昼間は近距離の場合は障害物をよけて歩いても帰宅もできますが、遠距離の場合、特に夜間はむやみに帰宅を目指さない。停電で街は暗闇で危険です。
まず情報を収集してそれから行動を考えましょう。

距離が 10 k m の場合、通常のウォーキングでは 3 時間あれば楽に目的地に着きますが、大災害時は普通の履物(ハイヒール、革靴など)で大勢の人が瓦礫をよけながら、場合により水の中などを歩くため疲れ果て 6 時間から特に夜間は 8 時間以上かかると想定されます。

横浜駅西口、若葉台間(バス道路)は約 15.4 k m です。

7. 自宅にお子様や高齢者、要介護者がいる場合は心配ですが、近所の方、自治会、住宅管理組合などの対応にまかせる気持ちが肝要です。

地域の活動を通して日ごろのコミュニケーションが大事になります。

あると安心災害時のグッズ

簡易トイレ処理セット

大災害時は上下水道が止まり、トイレは使用できなくなります。
排便袋を便器にセットし、用を足した後、凝固剤をふりかけ固形化し袋を閉じます。においも少なくなります。自宅で保管します。
住宅管理組合の指示に従い、一般ごみ(燃やすごみ)として出します。
一人/1日/3回、1週間分(21回分)は用意しましょう。
※2,000円～18,000円ぐらい(セット内容(数量)、メーカーにより価格は異なります)

簡易寝袋

片面にアルミを蒸着した生地を使用しており、袋状の中に入れば体温の熱反射で保温されます。毛布と同等以上で暖房の無いとき役立ちます。
軽くてかさばらないので持ち出しにも便利です。
※900円ぐらい

防災タオル119

(財)日本防災協会認定品
普通のタオルとして使え、もしもの時、初期消火に使います。
火にかぶせるだけで消えます。また逃げる時、身に纏うと安心です。
台所や寝室に置きましょう。
※2,625円

10. 火事をださない日頃の安全対策

1. 消火器を適正場所、火元(台所など)に設置しておく
2. 火災報知機を設置する(法令で設置が義務づけられています)
3. ガス警報器を設置する
4. 仏壇に使用するローソクを延焼時間の短いものにする
5. 石油・ガスストーブの上に衣類などを干さない
6. オイルヒーターの上にタオルや衣類などを掛けない
こたつの中に衣類などを入れて乾かさない
7. 食事の支度中に来訪者があった場合、火を消してから対応する
8. 子供の手が届くところにライター・マッチを置かない

1 1. 消火器の使い方（使用方法是家庭用も同じです）

準備

外階段壁に取り付けてあるので、
ロックを外す。



消火器の耐用年数は8年です。
詰替えは5年です。
過ぎたものは使えません。
容器の中が腐食するためです。

家庭用消火器は
現在、粉末式ですが使用期限が過ぎた時点で、逐次新しい液体の消火器に切替えになります。

1 2. 防犯（緊急）ブザーの使い方

(ブザーを鳴らす、ブザーを止める)

A. ブザーを鳴らす

ボタンを押すと、屋外壁の表示灯(赤色灯)が点灯し、ブザーが鳴る



表示灯



防犯(緊急)
ブザー

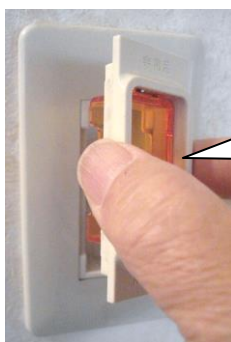


カバー(橙色)の上からボタンを強く押す

※ ブザーは各階には有りません。

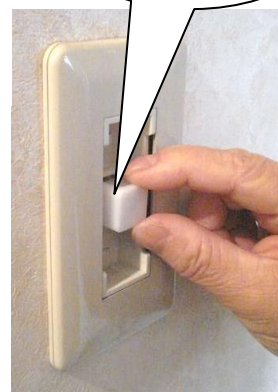
B. ブザーを止める (押しボタンの復旧)

①



ボタン枠を指でつまみ手前に引き枠を外す

②

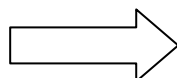


押しボタンを指でつまみ手前に引く

復旧しブザーも止まり、表示灯(赤色灯)も消える

枠についているカバー(橙色)を元に戻す

③



へこんでいる



ボタン枠をはめ戻す

④



1 3. 防災・防犯機器等配置図（搭状棟 1 4・1 5 棟）

階段		EV		階段
1401	★	1402	1403	★
		■◎	開放廊下	
1301	★ △	1302	1303	★ △
		■◎	開放廊下	
1201	★ ◆ ◎	1202	1203	★ ◆ ◎
1101	★ ◆ ◎	1102	1103	★ ◆ ◎
1001	★ △	1002	1003	★ △
		■◎	開放廊下	
901	★	902	903	★
801	★	802	803	★
701	★ △	702	703	★ △
		□◎	開放廊下	
601	★	602	603	★
501	★	502	503	★
401	★ △	402	403	★ △
		□◎	開放廊下	
301	★	302	303	★
201	★	202	203	★
101	★ △	102	□	★ △
			駐輪場	



防犯表示灯
各家庭の防犯ブザーを押したとき点灯する、外の壁にある



火災熱感知器
各階1号室・4号室前天井
1階エントランス天井
駐輪場天井

10・13・14 階 1・4・7 階



◎ 火災非常ベル
(形状2種類)



AED
(15 棟の
1F ロビー内)



■ 消火栓
10・13・14 階

消防隊マーク

□ 消防隊専用栓
1・4・7 階

扉の中

扉の中
消防隊専用
(消火栓)

★
消火器



消防隊専用
屋外連結送水口
(消火栓)
棟の入口にある

扉の中
14



◆ 消火栓
11・12 階

消火器・消火栓等配置図(中層棟 16 棟～18 棟)

16 棟

階段		
401	★ △	402
	◎	
301		302
	★ ◎	
201	△	202
	◎	
101	★	102

17 棟

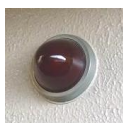
階段			階段		
401	★ △	402	403	★ △	404
	◎			◎	
301		302	303		304
	★ ◎			★ ◎	
201	△	202	203	△	204
	◎			◎	
101	★	102	103	★	

↓
さざんか集会所

18 棟

階段			階段		
401	★ △	402	403	★ △	404
	◎			◎	
301		302	303		304
	★ ◎			★ ◎	
201	△	202	203	△	204
	◎			◎	
101	★	102	103	★	

↓
駐輪場



防犯表示灯
各家庭の防犯ブザーを押したとき点灯する、外の壁にある



△ 防犯(緊急)ブザー



★ 消火器

1・2 階

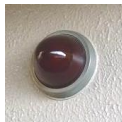
2・3 階
3・4 階



◎ 火災非常ベル
(形状 2 種類)

消火器・消火栓等配置図(板状棟 19棟)

階段				階段		EV 階段				階段	
801	△	802	803	△	804	805	△	806	807	△	808
701	◎	702	703	◎□	704	705	◎	706	707	◎□	708
★		開放 廊下		★	★				★		
601		602	603		604	605		606	607		608
501	△	502	503	△	504	505	△	506	507	△	508
401	◎	402	403	◎□	404	405	◎	406	407	◎□	408
★		開放 廊下		★	★				★		
301		302	303		304	305		306	307		308
201	△	202	203	△	204	205	△	206	207	△	208
101	◎	102	103	◎	104	ホール	◎ ★	ホール	駐輪場	◎	エントラン



防犯表示灯
各家庭の防犯ブザーを押したとき点灯する、外の壁にある



△ 防犯(緊急)ブザー



AED
(21棟の1F 集合ポスト脇)

4・7 階



1・2 階



◎ 火災非常ベル
(形状 2 種類)

□ 消防隊専用栓
4・7 階



消防マーク



扉の中
消防隊専用
消火栓



★ 消火器

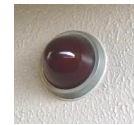


**消防隊専用
屋外連結送水口
(消火栓)
棟の北側
入口にある**

消火器・消火栓等配置図(板状棟 2 1 棟)



階段			階段			EV 階段		
901		902	903		904	905		906
801	△ ◎	802	803	△ ◎ □	804	805	△ ◎	806
	★	開放 廊下		★			★	
701		702	703		704	705		706
601		602	603		604	605		606
501	△ ◎	502	503	△ ◎ □	504	505	△ ◎	506
	★	開放 廊下		★			★	
401		402	403		404	405		406
301		302	303		304	305		306
201	◎	202	203	△ ◎ □	204	205	◎	206
	★	開放 廊下		★			★	
集会所	◎ ★	集会所		◎	駐輪場	ホール	★ ◎	ホール



防犯表示灯

各家庭の防犯ブザーを押したとき点灯する、外の壁にある



△ 防犯(緊急)ブザー



AED

(21棟
1F 集合ポスト脇)

2・5・8階
集会所



1・2階



◎ 火災非常ベル (形状 2 種類)



扉の中
消防隊専用
消火栓



消防マーク



□ 消防隊専用消火栓 2・5・8階



★ 消火器



消防隊専用 屋外連結送水口 (消火栓) 棟の入口にある

消火器・消火栓等配置図(板状棟 22棟)

階段			階段			EV 階段		
1001			1002	1003		1004	1005	1006
901	△ ◎		902	903	△ ◎ □	904	905	906
	★		開放 廊下		★		★	
801			802	803		804	805	806
701			702	703		704	705	706
601	△ ◎		602	603	△ ◎ □	604	605	606
	★		開放 廊下		★		★	
501			502	503		504	505	506
401			402	403		404	405	406
301	△ ◎		302	303	△ ◎ □	304	305	306
	★		開放 廊下		★		★	
201			202	203		204	205	206
エントランス	◎		エントランス		◎	駐輪場	ホール	ホール



防犯表示灯

各家庭の防犯ブザーを押したとき点灯する、外の壁にある



△防犯(緊急)ブザー



A E D

23棟の

1F 集合ポスト脇

9・6・3 階



◎ 火災非常ベル
(形状 2 種類)

1 階



★ 消火器

□ 消防隊専用栓

9・6・3 階



扉の中
消防隊専用
消火栓



消防マーク

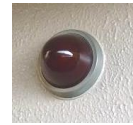


**消防隊専用
屋外連結送水口
(消火栓)**
棟の入口にある



消火器・消火栓等配置図(板状棟 23棟)

階段			階段			EV 階段					
1201	■	◎	1202	1203	■	◎	1204	1205	■	◎	1206
	★		開放 廊下		★	◇			★		
1101	△		1102	1103		△	1104	1105		△	1106
1001			1002	1003			1004	1005			1006
901	◎		902	903	◎	□	904	905	◎		906
	★		開放 廊下		★				★		
801	△		802	803		△	804	805		△	806
701			702	703			704	705			706
601	◎		602	603	◎	□	604	605	◎		606
501	△		502	503		△	504	505		△	506
	★		開放 廊下		★				★		
401			402	403			404	405			406
301	◎		302	303	◎	□	304	305	◎		306
	★		開放 廊下		★				★		
201	△		202	203	◎	△	204	205		△	206
101	◎	★	102	103		★	駐輪場		◎	★	ホール



防犯表示灯

各家庭の防犯ブザーを押したとき点灯する、外の壁にある



△ 防犯(緊急)ブザー



AED

23棟

1F 集合ポスト脇

12 階



3・6・9 階



1 階



◎ 火災非常ベル (形状 3 種類)



扉を開けると
ホースが収納
されている

■ 消火栓 12 階



扉
の
中



□ 消防隊 専用栓 3・6・9 階



扉の中
消防隊専用
消火栓

消防マーク



11 階



扉
の
中

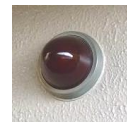
20



消防隊専用
屋外連結送水口
(消火栓)
棟の入口にある

◇ 消防隊専用消火栓 ★ 消火器
 消火器・消火栓等配置図(板状棟 24棟)

EV 階段			階段			階段		
1401	△		1402	1403	△	1404	1405	△
1301	■ ◎		1302	1303	■ ◎	1304	1305	■ ◎
★ 開放廊下			◇ ★	★				
1201			1202	1203		1204	1205	
1101	△		1102	1103	△	1104	1105	△
1001	■ ◎		1002	1003	■ ◎	1004	1005	■ ◎
★ 開放廊下			◇ ★	★				
901			902	903		904	905	
801	△		802	803	△	804	805	△
701	◎		702	703	□ ◎	704	705	◎
★ 開放廊下			★	★				
601			602	603		604	605	
501	△		502	503	△	504	505	△
401	◎		402	403	□ ◎	404	405	◎
★ 開放廊下			★	★				
301			302	303	△	304	305	
201	△		202	203		204	205	△
ホール	◎ ★		ホール 駐輪場	★		104	105	★



防犯表示灯
 各家庭の防犯ブザーを押したとき点灯する、外の壁にある



△ 防犯(緊急)ブザー



AED
 23棟の
 1F 集合ポスト脇

7・13 階 7・10 階 1・2 階



◎ 火災非常ベル
 (形状 3 種類)



□ 消防隊専用栓
 4・7 階



扉の中
 消防隊専用
 消火栓



消防マーク



10・13 階
 開放廊下



扉の中
 21



扉を開けると
 ホースが収納
 されている

■ 消火栓
 10・13 階



扉の中



**消防隊専用
 屋外連結送水口
 (消火栓)**
 棟の入口にある



◇ 消防隊専用消火栓

★ 消火器

1 4. 隣家との隔壁前に物を置かない

- 火事など災害時には玄関扉から避難が出来ない場合、隣家に避難することになります。隣家との隔壁前には物を置いてはいけません。
- 隔壁は南北側、又は東西側のベランダにありますが、塔状棟、板状棟、中層棟により取付け位置は違います。



**避難の時はここを破って
隣戸へ避難できます。**
避難のためこの付近に物を置かないでください。

このように物を置かない

1 5. 万が一火事になったら、無理に消そうとしない。

- 消そうとして判断を誤ると大事に至ります。逃げるが勝ちです。
- 初期消火ができなく、天井に炎が上がったら消火を諦めて家族を誘導し避難しましょう。黒煙が立ち込めたら逃げる方向が分からず、呼吸も困難になり危険です。煙は大人の歩く速度より早く横に広がります。
子供やお年寄り、要介護者の居る家庭は時間がかかるので特に早く避難しましょう。
- 階段室に煙が充満すると避難が困難になります。
- 余裕があれば防犯(緊急)ブザーを押し、近所に大きな声で「火事です」と言って知らせる。
- 火事の発見者はただちに119番に電話する。
- 台所で油に引火した場合。
 - ・ ふきん等を水にぬらし鍋にかぶせる。
 - ・ 消火器で消す。
 - ・ 空気を遮断すれば、火は消えます。
 - ・ 水をかけることは火のついた油が飛び散り、火を拡散させ大変危険です。
 - ・ 天井付近まで火が上がった場合は、消火を断念し逃げる。
- カーテンなどが燃えた場合。
 - ・ まず消火器で消す。くすぶっている場合は水をかける。

- ・ 天井付近まで火が上がった場合は、消火を断念し逃げる。

16. 防災センターの火災・警報信号について

防災センター（管理センターの中にある）には次の場合、警報信号が送られます。

- ① 火災が発生し火災非常ベルのボタンを押した場合
- ② 共有部分にある感知器が作動した場合
 - 防災センターでは火災住棟の警報表示がされます。
 - 係員が駆け付け、その住棟の1階エレベーターホールにある受信機（複合火災受信機）でどこの住戸の火災か確認します
 - △ 若葉台消防署に火災信号は直接発信されません
 - △ 住戸内にある火災報知機信号は防災センターには送られません
 - △ 防犯ブザーの信号は防災センターには送られません



各棟1階
エレベーターホール壁に取付け
られています。
ピーポー、ピーポー音が鳴ります。

係員が駆け付け、どこの住戸の
火災か確認します。

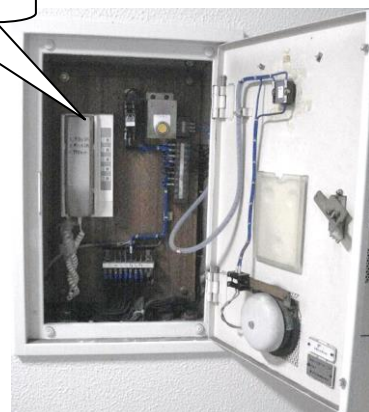
受信機(複合火災受信機)

- ③ 故障・停電の時、エレベーター内の非常呼び出しボタンが押された時
 - 防災センターとかごの中のインターホンで通話ができます。
 - 1階エレベーターホールにある受信機(受信盤)でも通話ができます。



扉の中電話機

各棟1階
エレベーターホール
壁に取付けられて
います。
電話で簾内と話が
できます。



エレベーター 受信機(受信盤)

- ④ 若葉台管理センターの電話 045-921-3361
- ⑤ 夜間と管理センターの休日は防災センターに繋がります。

17. 安否確認

大災害時は情報の入手が困難となります。

固定電話は停電で使用できなくなり、携帯電話は回線が込み合いほとんどつながらなくなります、勿論相手からもかかってきません。

災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板、T w i t t e r などを利用して安否確認するようにしましょう。

A. 災害用伝言ダイヤル（電話で話し声を録音・再生できる）

災害用伝言ダイヤル「171」は大規模災害発生時、震度6以上のとき約30分後から利用できます。接続は無料ですが通話料金は有料です。

若葉台で被災した方が、被災地用伝言ダイヤルセンターに録音した安否情報を他の地域に居る方に聞いてもらうことができる「声の伝言板」です。

また被災地の方への伝言の録音(30秒間)も可能です。契約等は必要ありません。

災害用伝言ダイヤルの受付開始は、テレビ・ラジオ・インターネットで告知されます。

固定電話（プッシュ式、ダイヤル式）・携帯電話・ひかり電話から利用できます。

ただし050から始まるIP電話は地域が特定できないため、利用できません。

災害用伝言ダイヤルの基本的操作方法（伝言の保存期間は48時間）

体験サービス日 毎月1日15日、1月1日～3日1月15日～21日、8月30日～9月5日

災害用伝言ダイヤル171に電話する

171をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の再生・録音をします。

ガイダンスの音声：

こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。

録音される方は「1」を 再生される方は「2」を

暗証番号を利用する録音は「3」を

暗証番号を利用する再生は「4」を ダイヤルしてください。

（暗証番号利用は事前に4桁の番号を伝えたい人に知らせておく必要があります）

伝言の再生「2」を押す

伝言の録音「1」を押す

ガイダンスの音声：

被災地の方はご自宅の電話番号、

または 連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。

被災地以外の方は連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。

伝言の再生つづき

電話番号を市外局番から入力する
例 065-×××-4567

ガイダンスの音声：電話番号
065×××4567の

伝言をお伝えします。

プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあと#(シャープ)を押してください。

ダイヤル式の方はそのままお待ちください。

尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。ピッ

プッシュ式電話の場合

新しい伝言からお伝えします。

伝言を繰り返すときは数字の8のあと#(シャープ)を、

次の伝言に移る時は数字の9のあと#(シャープ)を押してください。

伝言の音声：

この伝言は○日午前/午後○時○分にお預かりしました。

「録音された伝言が再生される」

伝言を繰り返し聞く場合は：

数字の8のあと#(シャープ)を押してください。

複数の伝言があった場合：

次の伝言をお伝えします。

数字の9のあと#(シャープ)を押してください。

終了の場合：

お伝えする伝言は以上です。

伝言の録音つづき

電話番号を市外局番から入力する
例 045-×××-1234

ガイダンスの音声：電話番号
045×××1234の

伝言を録音します。

プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあと#(シャープ)を押してください。

ダイヤル式の方はそのままお待ちください。

尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。ピッ

プッシュ式電話の場合

伝言をお預かりします。

ピッと云う音の後に30秒以内でお話してください。

お話が終わりましたら、数字の9のあと#(シャープ)を押してください。

ピッと録音開始の合図のあと伝言を録音します。

録音をしなおす場合は：

伝言を繰り返します。訂正されるときは数字の8のあと#(シャープ)を押してください。

追加録音する場合は：

伝言を追加録音される時は数字の3のあと#(シャープ)を押す。ピッ

終了する場合は：

数字の9のあと#(シャープ)を押す。

伝言をお預かりしました。

B. 災害用伝言板（携帯電話で文章を登録・確認できる）

携帯電話・スマートホンを使用して文章で安否情報を登録・確認ができます。
NTTドコモ、AU、ソフトバンク、ウイルコムが使えます。

災害用伝言板にアクセスするには

○ NTTドコモ

NTTドコモ、iモード加入者で登録可能エリアにいる人が利用できます。

「iMenu」の「災害用伝言板」にアクセスする。

○ AU

「EZweb」の「災害用伝言板」にアクセスする。

○ ソフトバンク

Yahoo 対応機種で利用できる。

「Yahoo」携帯トップから「災害用伝言板」にアクセスする。

○ ウイルコム

ウイルコム電話のみ利用できます。

「WILLCOM」の「災害用伝言板」に登録する。

登録のしかた

各社同じです。

以下の状況を選択する。

☐ 無事です。 ☐ 被害があります。

☐ 自宅に居ます。 ☐ 避難所にいます。



コメントを入力する(100字以内)



登録して終了。

確認するには

各社同じです。

安否を確認したい人の携帯番号
を入力する。



検索する。



被害状況とコメントを読む。

C. Twitter

Twitterの登録

ユーザー名を登録、メールアドレス、
パスワードを設定する。すぐ利用できます。

◆ パソコン

<http://twitter.com/>

◆ 携帯電話

<http://twtr.jp>

◆ iPhone、スマートホン

twitter アプリをダウンロード

その他、携帯電話会社から、音声と画像を各社共通の方法で送受できる
新しい連絡方法が開発されており近い将来利用できる予定です。

18. 若葉台地区AED設置場所



19. 救命のしかた

倒れている人がいたら

- ①. 意識の確認をする。

肩をたたいて
意識の確認



- ②. 助けを呼び

(イ) 119番に電話して、救急車の出動を要請する。

(ロ) AEDを用意してもらう。

- ③. 呼吸の確認をする。

呼吸の確認
あごを上げ、口元に頬
を寄せ、呼吸の確認



胸の動きや息の
感じでもわかる。

- ④. 呼吸が無い時は、鼻をつまみ、あごを上げ2回人口呼吸をする。

- ⑤. 次に胸骨を胸が4～5cm沈むぐらいの強さで圧迫する。

10秒間に15回のテンポで胸骨圧迫を30回おこなう。



ここを中心に
両手を重ねて

- ⑥. さらに、鼻をつまみ、あごを上げ2回人口呼吸をする。

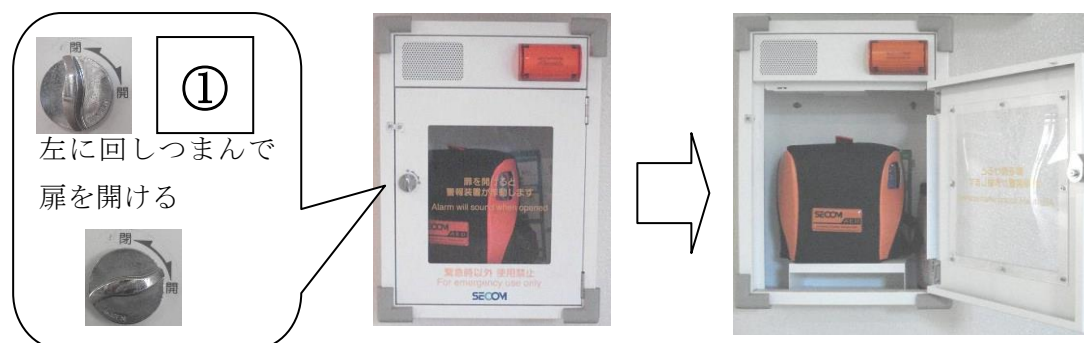
- ⑦. それでも駄目な場合はAEDで電気ショックを行う。

- ⑧. 救急隊が到着するまで救命処置を続けます。

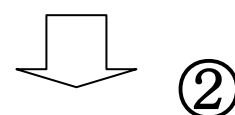
20. AEDの使い方（日本光電製）

AEDを用意する。（第7住宅管理組合の場合 例）

- ① 扉を開ける。 ピー、ピー、音が鳴る。



- ② AEDを布ケースごと取り出し、扉を閉める。
ピー、ピー、音が止まる。



- ③ 布カバーケースを開ける。

- ④ 本体のカバーを開ける。

「意識・呼吸を確認してください」の音声ガイドが聞こえます。



- ⑤ パッドを取り出す。



⑤



袋を破り
パッドを取り出す。
袋はケーブルにつけたままでよい。



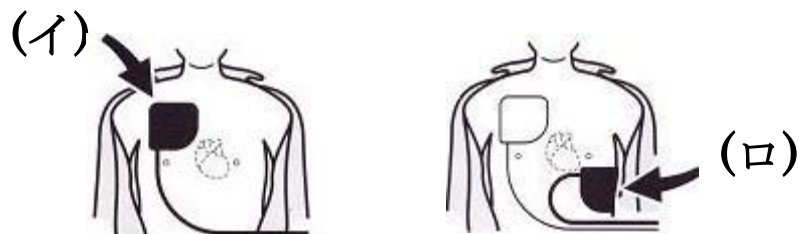
パッドの
紙をはがす

⑥ パッドを胸に貼り付ける。

パッドは2つあります。

(イ) 片方を胸の右上(鎖骨の下、胸骨の右)に貼り

(ロ) もう片方を胸の左下側(乳頭の斜め下5～8cm)に貼る。



⑦ パッドを貼ると本器が心電図を調べ始めます。

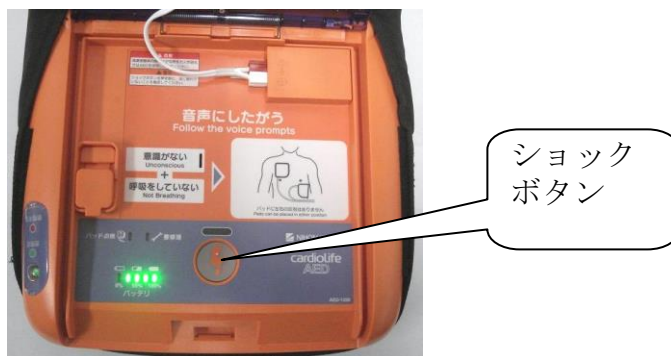
「体に触らないでください、心電図を調べています」の音声ガイドが流れます。

救急車が到着するまで、音声ガイドに従って操作・行動してください。

⑧ 電気ショックが必要な場合は、AEDが判断します。

「電気ショックが必要です。充電しています」の音声ガイドが流れます。

⑨ 「体から離れてください。点滅ボタンをしっかりと押してください」の音声ガイドが聞こえたら、点滅しているショックボタンを押す。



⑩ 以下、音声ガイドに従って、操作・行動してください。

2 1. 電気・ガス・水道の止め方と復旧

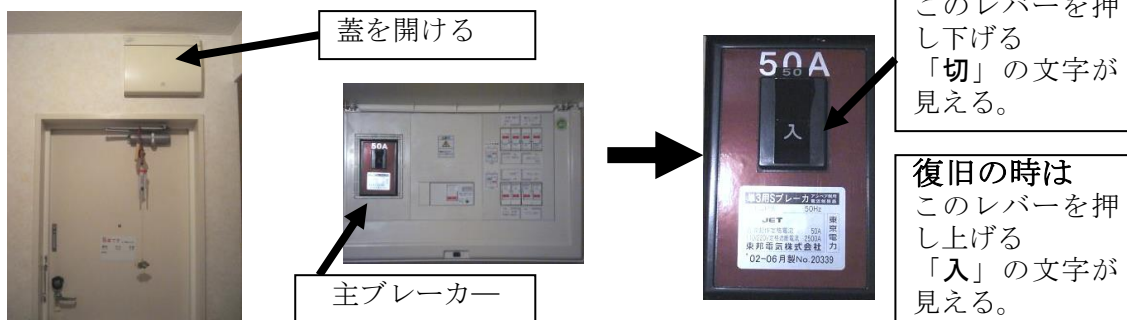
電気・ガス・水道は大災害時にはすべて止まります。

復旧の知らせがあるまで、元栓を閉めて待機します。

※ 電気が最初に復旧します。ガスの復旧が一番遅くなります。

電 気

- ① 家庭にある電気製品の主電源をすべて「OFF」にします。
- ② 各家庭の玄関扉上部ある主ブレーカーを切ります。



ガ ス・水 道 (棟によりパイプスペース位置が少し違います)

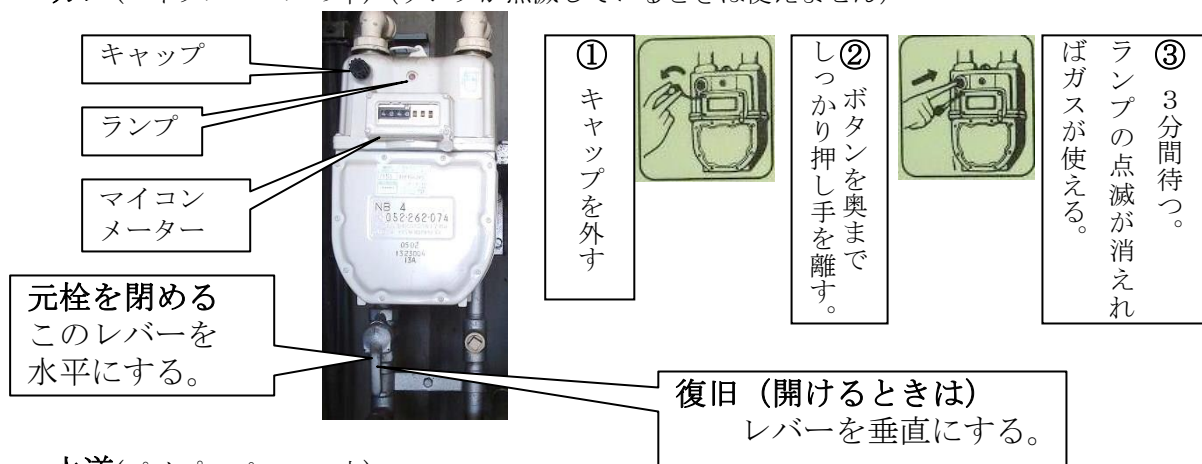
- ① 家庭内にあるガス器具をすべて「閉」にします。
- ② 水道の栓をすべて閉めます。
- ③ 元栓は外玄関脇のパイプスペースの中にあります。
- ④ 扉を開けるには、筐型ハンドルキーが必要です。



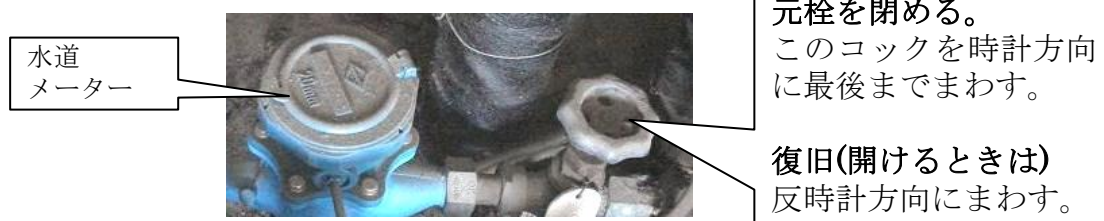
筐型ハンドルキー

※ キーが無い場合は管理センターで購入してください(300 円)。

ガス(パイプスペースの中) (ランプが点滅しているときは使えません)



水道(パイプスペースの中)



2 2. 大震災時の住宅管理組合、自治会役員の役割

誰か(消防、警察、区役所、管理センター、住宅管理組合役員)がやってくれる、では被害は広がります。

「役員も被災する」「外部からは助けにきてはくれない」「自分たちの住戸は自分たちで守る」という意識が必要です。

常日頃、住宅管理組合、自治会が準備しておくこと

1. 居住者名簿の整備
2. 高齢者、一人住まい、要介護者、幼児家庭の把握
3. 災害時の対策本部、救護所、一時避難場所の開設場所などの検討
4. ごみ出し禁止の告知方法、解除告知方法
5. 電気、ガス、上下水道の使用制限の告知方法、解除告知方法
6. 防災組織の確認
7. 必要機材の点検と保管場所の確保
8. 住民に対する広報（コピー機が使用できないので想定される広報内容を日頃から印刷して必要部数を用意しておく）

大災害が起きたら

- 災害対策本部を速やかに立ち上げましょう（集会所に開設するのが良いと思われます）。
- 各住宅管理組合・自治会では災害時の防災組織を作成しています、本部、情報収集班、避難誘導班、救出看護班、給食給水班、警備班、消火工作班などがあります。災害時初動の段階ではこの組織は全く機能しません。本部長が常に居るとは限りません。駆けつけられる役員が率先して本部を立ち上げましょう。

1. 関係者の招集（役員は自主的に集合し行動する）
2. 救護所、居住者の一時避難場所の決定
3. 被害者、要介護者の救出
4. 被害状況の収集と把握（共用部分・専有部分）
5. 警備及び危険立ち入り個所の指定(ロープなどで囲む)
6. 関係機関との連絡と報告（区役所、消防署、警察署、学校、広域避難場所など）
7. 住民に対するタイムリーな広報

各住宅管理組合は若葉台管理センターと連絡を取り合い、対処するのが望ましいと思いますが、災害直後は全住宅管理組合を管理センターが一斉に対応することは難しい場合があるので、単位住宅管理組合には個々に自主的な対応が求められます。

落ち着き一段落したら

復旧、復興の計画作成。

2 3. 住宅管理組合・とちのき自治会の備蓄など

防災倉庫を設置し防災機材の保管など行っていましたが、現在、倉庫・機材は他の用途に使用され、災害に備える準備ができていません。また 5～60 年前の社会情勢時に考えられた災害対策では役に立ちません。現在の社会情勢に合わせて計画を立て直し予算化、早急に整備することが必要と思われます。

常備品備蓄

現在の常備品は、テント3張り、担架、手押し車椅子、簡易発電機、拡声器など。医療用品や食料品の備蓄はありません。備品、医療用品、食料品などは手間と経費がかかりますが、見直しをしてください。大規模災害に備える管理組合としての備蓄品の検討が必要です。

簡易トイレ

簡易トイレには、現在のように固形化できるトイレ用品がない時に考案されたものですが、下水道が壊れた場合は使用できない、数人で一杯になってしまう。後処理の困難などの理由で、最近ではあまり使用されていません。

7 ページで紹介しているように、排泄物を固形化でき臭いも閉じ込められる用品を各家庭で備蓄して対処していただくようお願いします。

水道水の給水

停電によって長時間水道が使えなくなった場合、緊急用に15棟東側とくじら公園脇のポンプ室に手動で飲料用水道水を使用できるように設備してあります。

通常時は施錠して立ち入りはできなくなっています。

第7住宅管理組合・とちのき自治会・管理センターの判断で開放します。

水道栓の準備操作については役員が行います。

また、霧が丘側の市民の森入り口に近い貯水池西側に隣接して、緊急時に開放される水道栓が設置されています。

2 4. 地震保険について（地震保険には加入しておきましょう）

地震保険は地震による被災者の生活ができるだけ早く安定するよう、その手助けを目的として「地震保険に関する法律」に基づき政府と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険です。

地震保険は、火災保険に加入しないと単独に加入することはできません。

注意が必要なこと

地震で火災が起こった場合、火災保険に加入しているからと安心できません。

地震に起因する火災、延焼・拡大の場合、地震保険に加入していないと保険金は支払われません。地震保険には加入しておきましょう。

区分所有者(居住者)は、専有部分の保険、それに家財に対する保険を掛けます。

第7住宅管理組合は、日本興亜損害保険株式会社（代理店株式会社ミルボード）を指定し、保険料(掛け金)の団体割引を行っています。

若葉台では棟により評価額が異なりますが。

建物に火災保険 約 1,200 万円、地震保険 約 600 万円

家財に火災保険 約 1,700 万円、地震保険 約 500 万円が標準的に掛けられています。

保険料(掛け金)は3年契約で約 105,000 円(内地震保険約 46,000 円)前後です。

地震保険料はその年の所得から控除(最高 5 万円)されます。

支払い請求する前には損害状況を写真に撮っておく必要があります。

損害認定

建物は棟全体の主要構造部分(柱・梁等)の損害を確認、家財は区分所有者ごとの損害確認になります。各損害保険会社の専門調査員が判定します。

建物の認定(4-24棟の例)

一部損 ・肉眼ではっきり見える程度のひび割れ(0.2～1mm)

全体の柱本数 27 本中の 5 本以上の場合。

・部分的なコンクリートの潰れ又は鉄筋が見えるほどのひび割れ(1～5mm 未満)

全体の柱本数 27 本中の2本以上の場合。

半 損 ・肉眼ではっきり見える程度のひび割れ(0.2～1mm)

全体の柱本数 27 本中の11本以上の場合。

全 損 ・建物全体を外観観察して1～4のいずれかに該当する場合。

1. 100cm 以上の建物沈下。

2. 建物傾斜が 1.2° 。

3. 平面的に見て建物が 1/4 以上が倒壊している。

4. 建物全体が 1 階で層崩壊している。

家財の認定

戸々の区分所有者専有部分で認定する

支払保険金額

建 物	損害の程度	家 財
支払保険金		支払保険金
契約金額の100%	全 損	契約金額の100%
契約金額の50%	半 損	契約金額の50%
契約金額の5%	一部損	契約金額の5%

23年3月11日の東日本大震災で若葉台では建物の損害認定はありませんでしたが、10階以上のお宅の家財に被害が多くありました。

損害認定された代表的な品目は、電化製品・家具・食器陶器類・身の回り品・食料品など。損害としては壊れた場合だけでなく、倒れた、落ちた、割れた、ゆがんだなども含まれます。ほとんどが「一部損で5%(25万円)」が支払われました。

中には「半損と認定され50%(250万円)」支払われた例もありました。

第7住宅管理組合・第9住宅管理組合では、火災保険には加入していますが、地震保険には加入していません。

25. いのちのカプセルについて

(23年3月上旬、各戸に配布済み)

— 用紙が必要な方は自治会もしくは管理組合に —

自宅で突然意識が無いような状態になった場合、高齢者とは限らず皆さん救急隊のお世話になるわけです。救急隊の方に自分の体の様態を知ってもらい、速やかな処置をしてもらうことは重要です。

カプセルに自分・家族の体の状態を書いた紙を入れて、冷蔵庫に保管しておきましょう(ご自分の考え、宗教的なことで輸血や延命処置など拒否する方はその旨を記入しておくといでしょう)。もしもの時、救急隊の方が取り出して、一番良い救助の方法で処置をしてくれます。

保管は強制ではありません、あなたやご家族の意思でおこなってください。

マグネット付シールは内玄関扉に、もう一枚はカプセル本体に貼ってください。

救急隊が内玄関のシールを見て、カプセルが冷蔵庫に保管されていることを知ることができます。

記入した内容は、救急隊と搬送された病院のみ利用されます。



救急医療情報キット

様態が変わったときは内容を書き直し常に新しい情報にしておきましょう。

いのちのカプセル記入の仕方と注意事項

(用紙の見本は次ページです)

《ご本人情報について》

生年月日： 年については西暦、または該当する年号を○で囲み、ご記入ください。

血液型： お調べになったことがない等、わからない場合は「不明」を○で囲んでください。

《医療情報について》

かかりつけ医療機関名欄の連絡先は、正確に間違いのないよう記入してください。

医療機関名は、2ヵ所記入できますが、身体状況をよく把握している医療機関を優先してご記入ください。

持病・服薬内容：(調剤薬局・ハック等で発行している「くすりの説明書」のコピーで代用する)

薬剤情報提供書の写し・くすり手帳の写し・薬袋などを入れることで代えてください。

特記事項：

特定の病院でしか対応できない特殊な疾病がある場合など、病院との決めごとを記入してください。

《緊急連絡先について》

- ・ご自身の状況を把握している方を優先してご記入ください。
- ・緊急連絡先氏名： ご家族以外の方でも構いません。
- ・連絡先： 日中と夜間の連絡電話番号を記入ください。
- ・支援事業者： ケアマネージャーに確認し、電話番号と担当者も必ずご記入ください。

《その他欄について》 (記入例)

- ・救急隊員に注意して欲しいこと(搬送時など)
- ・緊急連絡先について補足事項(夜間に電話をかけられるのは誰か、など)その他緊急時に役立つと思われること

《同意欄について》

- ・内容をよく読み、同意いただいた上で、必ずご自身で苗字とお名前すべてをご記入ください。
- ・ご本人の印鑑を押印してください。印鑑をお持ちでない方はサインをお願いいたします。

《医療機関へのお願い》

支援事業者欄は、退院等にとまなうケアプランなどの変更等で、ご本人や親族が連絡できない場合にご活用をお願いします。

救急情報に変更があったときには、必ず内容を書き換えてください。

※ (変更した日付を右上の欄に記入してください。)

医療情報記録用紙

平成 年 月 日作成
平成 年 月 日変更

救急情報

ふりがな		血液型		
本人氏名		型 Rh()・不明		
生年月日	(明・大・昭・平) 年 月 日	性別	男	女
住 所		電話		

医療情報

かかりつけ病院	①	②
科目・担当医		
住 所		
電 話		
かかっている 病気		
服薬内容	※	※
特記事項 (アレルギーなど)		

救急連絡先

氏 名	①	②
続 柄		
住 所		
電 話	(日中) (夜間)	(日中) (夜間)

支援事業者

担当者		
住 所		電話

救急隊員への伝言・その他

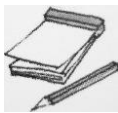
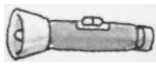
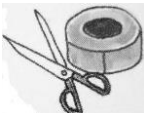
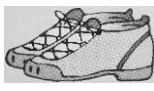
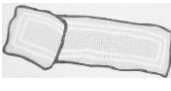
容器内の情報は、救急隊と搬送先の医療機関が、救急医療に活用することに同意します。

本人氏名

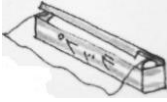
印鑑又はサイン

26. 災害時常備品チェックリスト

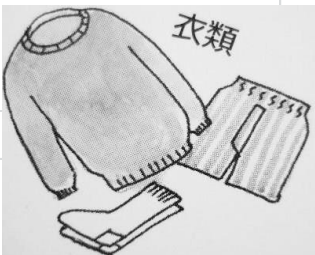
2月(とちのき防災訓練日)と9月(地域防災訓練日)に必ず点検しましょう。

チェックリスト 1				
	☐	家庭で確保しているかチェックしましょう		☐ ときどき使用して聞こえるか確認。できれば手回し発電ラジオ(携帯電話充電可能)がよい。
ローソク				☐
マッチ・ライター			メモ用紙・筆記用具	
	☐			☐
懐中電灯	ときどき使用して、点灯するか確認		はさみ・テープ	
	☐			☐
乾電池	ラジオ用・懐中電灯用などサイズが違うのでそれぞれ準備		メガネ	古いものでも、あれば便利
	☐			☐
トイレ用品	固形化できる用品を1名1日3回として家族分最低3日分を確保。体調を崩すと回数が多くなる。		運動靴かウォーキング	寝室に置きましょう
	☐			☐
医薬品	毎日飲む薬は最低1週間分を常備。		手袋	
	☐			☐
女性用生理用品	生理用品は最低1週間分を常備。		タオル	
	☐			☐
乳児用紙おむつ	最低1週間分を常備		携帯ポット	
	☐			☐
乳児用ミルク	最低1週間分を常備 哺乳瓶も忘れず		缶切	

チェックリスト 2

 ☐ 小型の鍋	ミルクなど温める、 お湯を沸かす		 ☐ 携帯ガスコンロ	ガスボンベも忘れず
 ☐ 水	水は1名1日3リットル、 家族分最低3日分を常備	家庭で確保しているか チェックしましょう	 ☐ ラップ・アルミホイル	
 ☐ 食糧	水や火を使わなくても 食べられるもの 3日分×家族分		 ☐ ビニール袋	50リットル以上も欲しい
 ☐ 洗わなくてもよい食器	紙皿・紙コップなど		 ☐ レジャーシート	
 ☐ 健康保険証			 ☐ お金	小銭にも忘れず
 ☐ 携帯カイロ			 ☐ 預金カード	
 ☐ 新聞紙	5日分ぐらい、 寒い時体に巻く		 ☐ 消火器	置く場所は台所

日頃とりまとめて置きたいもの

 ☐ 救急用品を入れておく		 ☐ 衣類は持ち出されるように
--	--	---

27. とちのき地域自衛消防隊組織図

この図は毎年メンバーが変わります。

28. 消防計画書

若葉台第7住宅管理組合消防計画書

(目的)

第1条 この消防計画は、消防法第8条に基づき、若葉台第7住宅管理組合（以下「組合」と云う）に属する、建築物「若葉台4丁目14・15号棟、19号棟、21～24号棟」における防火管理業務について、必要な事項を定めて、火災・震災・その他災害の予防及び人命の安全並びに被害の防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この消防計画は、組合に属する建築物内の居住者及び出入りするすべての者に適用する。

(防火管理者の権限・業務)

第3条 防火管理者は、組合理事とし、共用部分に係わる事項で、この計画に定める次の業務を行なう。

- ① 消防計画の検討及び変更、並びに消防署への提出。
- ② 消火・通報・避難訓練等の実施。
- ③ 居住者に対する防火管理上必要な指令、命令。
- ④ 防火用設備等の点検・建築物等の検査。
- ⑤ 防火標語・ポスター等の掲示。
- ⑥ 防火用設備等の維持管理。
- ⑦ 防火関係法令に基づく、消防署への各種届出・通報・連絡。
- ⑧ 工事中における火気の使用制限、または立会い。
- ⑨ 火気の使用、または取扱いの指導。
- ⑩ 若葉台第7住宅管理組合理事長（以下「理事長」という。）に対する防火管理上必要な事項の報告及び、助言。

(防火管理委員会)

第4条 組合の防火管理業務を適正に運営するため、防火管理委員会（以下「委員会」という）を置き、委員長には理事長を、副委員長には自衛消防隊長を充てるとともに、委員には組合理事及び消防隊班長を以て構成する。

(委員会の開催)

第5条 委員会の開催は、定例会及び臨時会とし、定例会は 月 日に、臨時会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

2、委員会は防火管理業務の推進上、必要な事項について審議する。

(予防管理組織)

第6条 予防管理組織は、火災予防のための組織及び自主点検、検査を行なうための

組織とする。

2. 平常時における、火災予防及び出火防止を図るため、理事長は防火管理者のもとに、各棟ごとに防火責任者を定め、防火責任者は、防火管理者の業務を補佐するとともに、その監督を受けて、防火上必要な職務を行なうものとする。
3. 平常における点検、検査は、防火管理者及び防火責任者が、外観的事項等について随時実施する。

(居住者の遵守事項)

第7条 居住者は、火災予防及び人命の安全を図るため、次の事項を遵守する。

専用部分における、火気の使用設備・器具・電気器具及び消火器等の適宜点検を行ない、不備欠陥のある設備・器具については、整備改修に努めるとともに室内の防火上の安全対策を図ること。

2. 灯油等の危険物品類の使用・保管については、組合で定める事項を遵守すること。
3. 居室外で火気を使用する場合は、防火管理者の承認を得ること。
4. 廊下・階段等には、避難上障害となる設備を設け、物品を置かないこと。
5. 消防用設備等の周囲には、使用の際障害となる物品を置かないこと。
6. 建築物に設置された消火器はみだりに移動させないこと。
7. 火災報知設備、または、その他消防用設備が正常でないと思われる場合は、防火管理者、または理事長に通報すること。
8. ベランダの隔壁の所には、避難上障害となる物品を置かないこと。

(自衛消防組織)

第8条 火災、またはその他災害が発生した場合に対応するために、組合に自衛消防隊を組織する。

2. 自衛消防隊の組織は、理事長を本部長に、防火管理者、組合の理事を防火責任者の班長として、別表の「とちのき地域自衛消防隊組織」の編成のとおりとする。
3. 本部長及び各隊員の活動は、次による。
 - ① 本部長は、自衛消防隊員に対する指揮・命令を行なうとともに、公設消防隊への情報の提供と避難者の確認を行なう。
 - ② 副理事長は本部長を補佐し、本部長が不在の場合はその任務を代行する。
 - ③ 班長は、担当する棟の災害状況及び、逃げ遅れの有無等を本部長に報告するとともに、本部長、または消防隊長が到着するまでの間、隊長を代行する。

(震災予防処置)

第9条 地震災害を防止するため、次の事項を行なう。

- ① 家具等の転倒防止及び棚等高所の物品の落下防止処置。
- ② 火気使用器具・電気器具等の安全処置。
2. 震災時の活動は、次による。
 - ① 居住者等は、火気使用設備・器具の使用停止、ガス元栓の閉止及び、出入り口の開放等の処置を行なう。
 - ② 火災が発生、または負傷者が出た場合は、居住者が一致協力して消火及び、負傷者の救護活動等に全力をあげる。

- ③ 居住者は、地震に備えて非常用食料、飲料水、懐中電灯及び、医療品等を準備して置くよう努めること。

(防災教育・訓練)

第10条 居住者の防災知識の高揚及び、自衛消防隊の技術の向上を図るため、次により防災教育、訓練を行なう。

- ① 消防計画の周知徹底を図る。
- ④ 消火・通報連絡・避難等の訓練は、定期的に実施する。
- ⑤ 消防訓練及び、震災訓練には、居住者は積極的に参加する。
- ⑥ 消防訓練及び、防災活動にあたっては、第7住宅管理組合、第9住宅管理組合、とちのき自治会が一体となり実施する。
- ⑤ その他防火管理者が必要と認める事項。

2. 自衛消防訓練を実施する場合は、消防署長に通報すること

付則

平成21年5月10日改訂

この消防計画は、平成21年5月11日から施行する。

24年1月現在、防火管理者は

第7住宅管理組合、○○○○○

第9住宅管理組合、○○○○○

39～40 ページ 防災確認テスト正解

問題1、正解2	問題2、正解3	問題3、正解4	問題4、正解3	問題5、正解1
問題6、正解2	問題7、正解1	問題8、正解1	問題9、正解2	問題10、正解3

29. 防災確認テスト (10問あります)

(H23.2.27とちのき防災訓練で消防署から出題された問題をもとに作成しています。
あなたは何問正解できますか(正解は38ページ)。

【防火に関する問題】

問題1 横浜市で平成20年に発生した火災の原因で、発生件数の多い順で正しいのはどれでしょうか。

- 1 放火→たばこ→コンロ→火遊び
- 2 放火→たばこ→食用油過熱出火→コンロ
- 3 たばこ→放火→食用油過熱出火→火遊び
- 4 たばこ→放火→コンロ→火遊び

問題2 食用油（未使用 500ml）を加熱放置した場合の発火時間で正しいのはどれでしょうか。

- 1 約10～13分
- 2 約12～15分
- 3 約20分
- 4 約25分

問題3 食用油の過熱引火の消火方法で誤っているのは次のうちどれでしょうか。

- 1 エアゾール式簡易消火具で消火した
- 2 鍋に合った蓋をして消火し、ガスを止めた
- 3 濡れたタオル等で覆って消火し、ガスを止めた
- 4 野菜などを入れ温度を低くして消火し、ガスを止めた

問題4 火災による死者の多くが火災の発生による煙を多く吸ったことによるものです。その要因で最も重大な影響を人体に及ぼす要因は次のうちどれでしょうか。

- 1 火災の燃焼により酸欠となった空気を吸ったため
- 2 新建材などが燃えたときに発生するシアン化水素、塩化水素などの有毒ガスを吸ったため
- 3 火災の不完全燃焼で発生した一酸化炭素ガスを吸ったため、
- 4 火災の発生で煙りの煤とともに二酸化炭素ガスを吸ったため

問題5 消防法が改正され、住宅に火災警報器設置が平成23年6月1日より義務化されました。ではこの住宅用火災警報器を取り付ける場所について、設置義務の無い場所はどこでしょうか。

- 1 家族が集まるリビング
- 2 2階に寝室がある場合の階段上部
- 3 子供の寝室
- 4 オール電化の台所

【地震に関する問題】

問題 6 平成 17 年に横浜市では南関東地震（関東大震災再来型）が発生した際の市内各地の予想震度分布を発表していますが、若葉台での震度予想のうち正しいのはどれでしょうか。

- 1 震度 5 強の予想
- 2 震度 6 弱の予想
- 3 震度 6 強の予想
- 4 震度 7 の予想

問題 7 平成 7 年に発生した阪神淡路大震災でライフライン（電気・水道・ガス等）が長い期間使用できない状態が続きましたが、復旧するまでにかかった期間で正しいのはどれでしょうか。

- 1 電気 1 週間
- 2 電話 1 週間
- 3 水道 2 週間
- 4 ガス 3 週間

問題 8 阪神淡路大震災では多くの家屋が倒壊し犠牲者が多数発生しましたが、公的機関（消防・警察・自衛隊等）が実際に救助した割合で正しいのはどれでしょうか。

- 1 救助全体の約 10%
- 2 救助全体の約 20%
- 3 救助全体の約 25%
- 4 救助全体の約 30%

問題 9 姉齒建築事務所が偽装して問題となった耐震強度に関する問題です。直下型地震にも耐えうる耐震構造の基準が建築基準法で強化されたのは何年でしょうか。

- 1 新潟県地震を教訓として昭和 40 年に制定
- 2 宮城県沖地震を教訓として昭和 56 年に制定
- 3 阪神・淡路大震災を教訓に平成 7 年に制定
- 4 新潟中越地震を教訓に平成 16 年に制定

問題 10 大地震が発生すると安否確認のための有線電話、携帯電話がつながりにくくなります。各電話会社では緊急の連絡を確保するため被災した地域を特定して電話やツイッターなどで安否を確認できるシステムを運用しています。NTT の災害伝言ダイヤル番号は何番でしょうか。（19～21 ページ参照）

1. 199 番、 2. 177 番、 3. 171 番、 4. 188 番

年 2 回程度月日をきめて、内容のチェックをしましょう